

契約の適正な執行に関する行政評価・監視  
結果に基づく勧告

平成20年12月

総務省

# 前 書 き

国の公共調達については、様々な問題が指摘され、これまで政府としても逐次改善に取り組んできたところである。

特に、随意契約については、その競争性・透明性を高め、適正化を図るため、平成 18 年 2 月に、公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議において、「公共調達の適正化に向けた取り組みについて」の申合せが行われ、各府省は、18 年 3 月末までに随意契約の緊急点検を行い、同年 6 月及び 19 年 1 月には、随意契約のうち、真にやむを得ないもの以外を一般競争契約等に移行すること等を内容とする「随意契約見直し計画」を策定して、その実施を推進してきている。

しかし、随意契約については、いまだに競争性・透明性の確保が不十分で、調達コストの増嵩すうを招いているといった指摘があることから、平成 19 年 10 月、内閣総理大臣から、随意契約の適正化の更なる推進のため、各府省における一般競争契約への移行等の見直しを徹底すること、また、公共工事以外の契約も含めたすべての契約を監視する第三者機関を設置するとともに総務省が横断的立場から監視を行うこと等により、各府省及び政府全体の監視体制の構築を図るよう指示が行われた。

これを踏まえ、平成 19 年 11 月に、公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議において、「随意契約の適正化の一層の推進について」の申合せが行われ、総務省が「契約の適正な執行に関する行政評価・監視」を 20 年 1 月から重点的に実施することとされた。

本行政評価・監視は、これらの状況を踏まえ、契約の適正化の更なる推進を図る観点から、各府省等における契約の実施状況、第三者機関による契約の監視状況等を横断的に調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

## 目 次

### 1 各府省における契約の適正化の推進

#### (1) 随意契約の見直し等

ア 随意契約見直し計画の進ちよく状況	1
イ 競争性の高い契約方式への移行の推進	8
ウ 応募（応札）条件等の見直し	12
エ 再委託の適正化	20
オ 契約に係る情報の公表の推進	24

#### (2) 監視体制の整備状況

ア 契約を監視する第三者機関の設置及び活動状況	27
イ 内部監査等の実施状況	30

### 2 特殊法人における契約の適正化の推進

(1) 随意契約見直し計画の策定状況	35
--------------------	----

(2) 契約に係る情報の公表の推進	41
-------------------	----

## 1 各府省における契約の適正化の推進

### (1) 随意契約の見直し等

#### ア 随意契約見直し計画の進捗状況

随意契約については、競争性・透明性を高め、適正化を図るため、平成18年2月に、「公共調達に適正化に関する関係省庁連絡会議」（以下「連絡会議」という。）において、「公共調達の適正化に向けた取り組みについて」の申合せ（以下「18年連絡会議申合せ」という。）が行われ、各府省は、同年3月末までに随意契約の緊急点検を行い、同年6月及び19年1月には、随意契約のうち、真にやむを得ないもの以外を一般競争契約等に移行すること等を内容とする「随意契約見直し計画」を策定して、随意契約の適正化に向けた取組を進めているところである。

各府省の随意契約見直し計画全体の達成目標は、平成17年度実績に照らして、「競争性のない随意契約」（随意契約のうち、企画競争・公募等による随意契約を除いたもの）合計約3.3兆円のうち、約2.1兆円（約6割強）を「競争性のある契約」（競争契約及び企画競争・公募等による随意契約）にできるだけ速やかに移行することとされている。

今回、各府省における随意契約見直し計画の進捗状況を調査したところ、次のように、一定の成果を上げつつあるものとみられるが、更に迅速かつ厳正な取組が必要となっている状況がみられた。

#### (ア) 各府省全体の随意契約見直し計画の進捗状況

##### ① 競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合

競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合について平成17年度と19年度を比較すると、表1及び表2のとおり、17年度の46%に対して19年度は27%となっており、17年度に比べ19ポイント減少している。また、随意契約見直し計画においては、これを17%にするとの目標が立てられており、この目標と比較すると19年度の目標達成率は65%となっている。

表1 競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合からみた随意契約見直し計画の進ちょく状況

(単位：億円、%、ポイント)

平成17年度実績			19年度実績			17年度の割合と19年度の割合の増減 (F-C)
総契約金額 A	うち競争性のない随意契約金額 B	競争性のない随意契約金額の割合(B/A) C	総契約金額 D	うち競争性のない随意契約金額 E	競争性のない随意契約金額の割合(E/D) F	
72,076	33,109	45.9	82,338	22,085	26.8	△19.1

(注) 18年連絡会議申合せにより各府省が自ら随意契約の見直し状況をフォローアップした結果(以下「フォローアップ結果」という。)及び「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知。以下「18年8月財務大臣通知」という。)により作成することとされている「契約に関する統計」(以下「契約統計」という。)に基づき当省が作成した。

表2 随意契約見直し計画における目標の達成状況(競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合からみた場合)

(単位：%、ポイント)

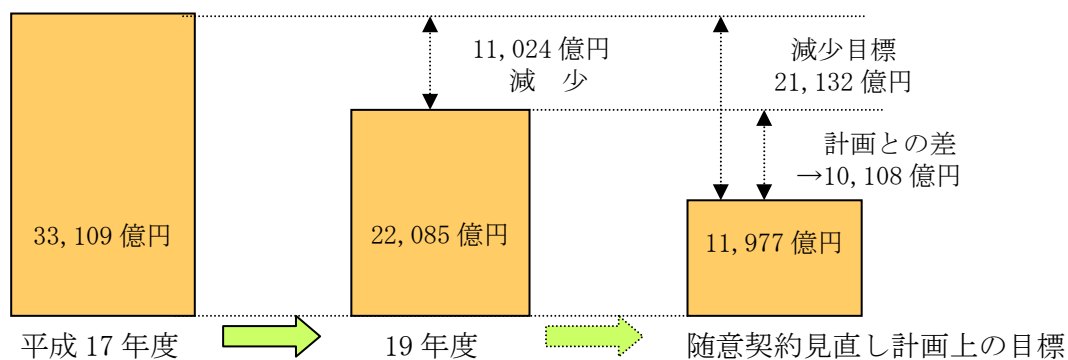
競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合					目標達成率 (減少割合ベース) (E/C)
平成17年度実績 A	随意契約見直し計画における達成目標 B	17年度実績との差(B-A) C	19年度実績 D	17年度実績との差(D-A) E	
45.9	16.6	△29.3	26.8	△19.1	65.2

(注) 「随意契約の適正化」(平成19年1月26日連絡会議の公表資料(以下「連絡会議公表資料」という。)、フォローアップ結果及び契約統計(以下「契約統計等」という。))に基づき当省が作成した。

② 競争性のない随意契約金額

競争性のない随意契約を契約金額で見ると、図1及び表3のとおり、平成19年度は17年度の約3.3兆円より約1.1兆円少ない約2.2兆円となっているが、随意契約見直し計画の目標額約1.2兆円と比較すると約1兆円の未達成となっており、目標達成率は52%となっている。

図1 競争性のない随意契約金額（各府省全体）



(注) 契約統計等に基づき当省が作成した。

表3 競争性のない随意契約金額からみた随意契約見直し計画の進捗状況

(単位：億円、%)

競争性のない随意契約金額							目標達成率 (金額ベース) (G/D)
平成17年度実績 A	随意契約見直し計画における達成目標 B		19年度実績				
	17年度実績との差 (B-A) C	減少目標割合 (C/A) D	17年度実績との差 (E-A) E	減少割合 (F/A) F	G		
33,109	11,977	△21,132	△63.8	22,085	△11,024	△33.3	52.2

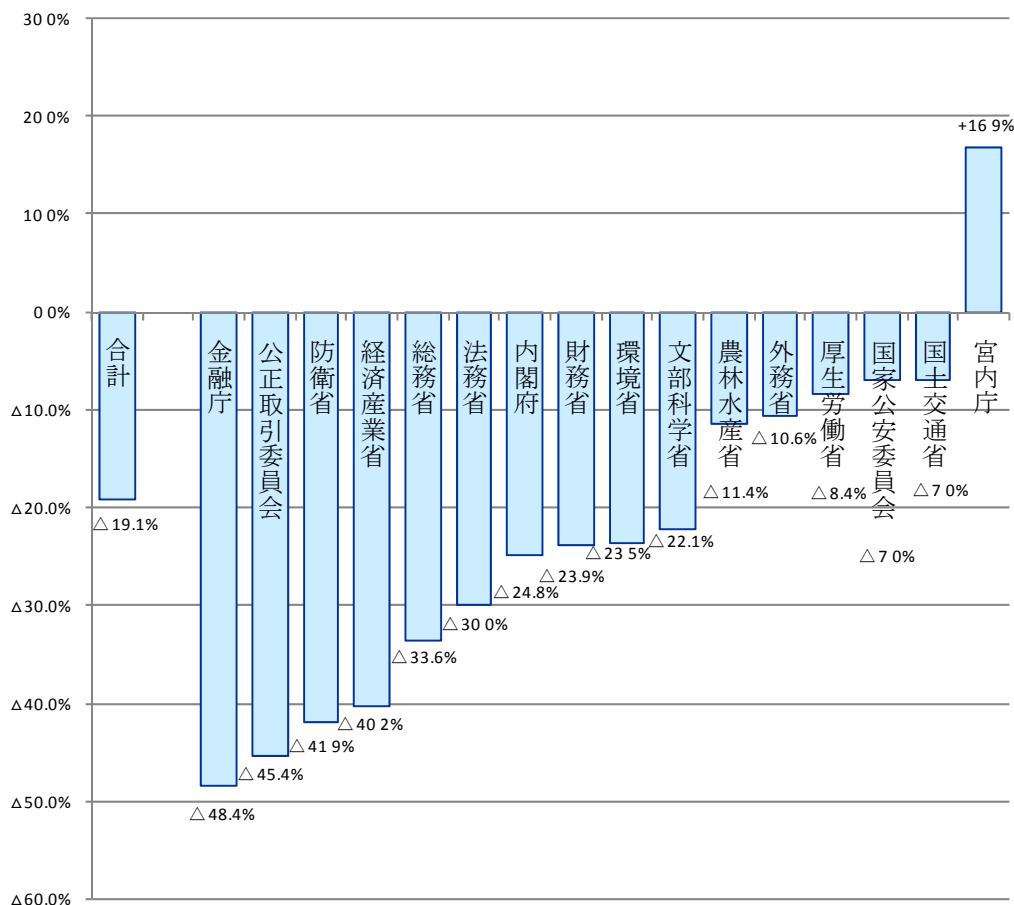
(注) 契約統計等に基づき当省が作成した。

(イ) 府省別の随意契約見直し計画の進捗状況

① 競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合

競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合について平成17年度に対する19年度の減少率を府省別にみると、図2のとおり、減少率が高いのは、金融庁(48%)、公正取引委員会(45%)、防衛省(42%)、経済産業省(40%)等となっている。

図2 競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合の減少率



- (注) 1 フォローアップ結果及び契約統計に基づき当省が作成した。  
 2 平成19年度の減少率が高い府省順に並べた。

また、平成19年度の競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合からみた場合の随意契約見直し計画の目標の達成状況を見ると、表4のとおり、国家公安委員会が目標を達成しているほか、内閣府(96%)、文部科学省(95%)、経済産業省(89%)、防衛省(87%)等が比較的高い達成率となっている。

表4 競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合からみた随意契約見直し計画における目標の達成状況

(単位：％、ポイント)

府省名	競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合					目標達成率 (減少割合ベース) (E/C)
	平成17年度実績 A	随意契約見直し計画における達成目標 B	19年度実績			
			17年度実績との差 (B-A) C	D	17年度実績との差 (D-A) E	
国家公安委員会	42.2	40.7	△1.5	35.1	△7.0	483.1
内閣府	41.5	15.7	△25.7	16.7	△24.8	96.4
文部科学省	52.5	29.3	△23.2	30.4	△22.1	95.3
経済産業省	58.6	13.6	△45.0	18.4	△40.2	89.3
防衛省	81.8	33.8	△48.0	40.0	△41.9	87.2
法務省	49.4	12.2	△37.1	19.3	△30.0	80.9
公正取引委員会	80.0	20.0	△60.0	34.6	△45.4	75.7
金融庁	74.4	7.7	△66.7	26.0	△48.4	72.5
総務省	52.7	5.6	△47.1	19.0	△33.6	71.5
農林水産省	20.9	3.3	△17.6	9.5	△11.4	65.0
国土交通省	17.1	5.8	△11.4	10.2	△7.0	61.3
財務省	63.8	21.7	△42.1	39.9	△23.9	56.7
環境省	59.3	12.4	△46.9	35.8	△23.5	50.2
外務省	69.7	11.8	△57.9	59.1	△10.6	18.2
厚生労働省	78.3	17.8	△60.5	69.9	△8.4	13.9

- (注) 1 契約統計等に基づき当省が作成した。  
 2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、結果において一致しない場合がある。  
 3 目標の達成率の高い府省順に並べた。  
 4 競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合が平成17年度実績より増加している宮内庁(図2参照)は除いた。

## ② 競争性のない随意契約金額

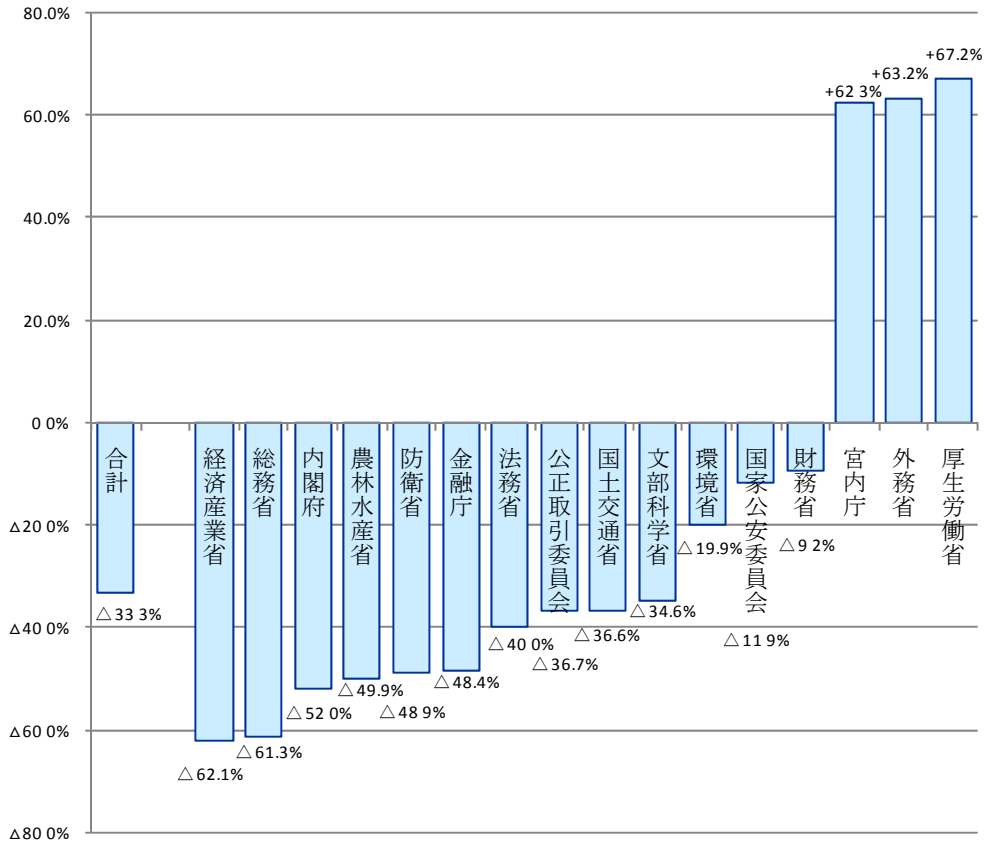
平成19年度の競争性のない随意契約金額の減少率について府省別にみると、図3のとおり、経済産業省(62%)、総務省(61%)及び内閣府(52%)の減少率が高くなっている。

他方、厚生労働省、外務省及び宮内庁では、平成19年度の競争性のない随意契約金額が17年度より増加している。その理由について、国庫債務負担行為を活用した情報システム等に係る複数年度の随意



契約を締結したこと等を挙げている。

図3 平成19年度の競争性のない随意契約金額の減少率



(注) 1 フォローアップ結果及び契約統計に基づき当省が作成した。  
2 平成19年度の減少率が高い府省順に並べた。

(ウ) 随意契約を競争性の高い契約方式に移行する時期

随意契約を競争性の高い契約方式に移行する時期を調査したところ、次のように、随意契約見直し計画においては必ずしも移行時期が明確に記載されていないものもみられたが、平成19年度以降毎年度、各府省において行われる随意契約見直し計画のフォローアップにおいて、移行時期の明確化を図ることとされている。

- ① 各府省の随意契約見直し計画における競争性の高い契約方式への移行時期の記載状況をみると、公正取引委員会、外務省、財務省、国土交通省及び環境省においては、移行時期が記載されていたが、他の府省においては、移行の準備期間が必要であるがその期間を特定し難い

場合に「平成〇年度以降に移行」としたり、情報システムや複写機等の次期更新時期に合わせて移行することとするが、予算要求等の関係もありその時期が未定であるような場合に「次期更新時に移行」等と記載している例があった。

- ② 平成 19 年度の随意契約見直し計画のフォローアップにおいて、各府省は、同年度に締結した競争性のない随意契約の競争性の高い契約方式への移行時期（随意契約見直し計画の達成見込み時期）の明確化を図っていくこととしている。

その結果、平成 19 年度に各府省が締結した競争性のない随意契約の合計約 3.6 万件（約 2.2 兆円）のうち約 1.3 万件（約 8,700 億円）について、20 年度以降できるだけ速やかに競争性の高い契約方式に移行することとされている。主な例としては、複数年度契約を前提としたリース契約や情報システムの次期更新時に一般競争契約等に移行しているもの等がある。

## イ 競争性の高い契約方式への移行の推進

各府省が締結する契約の相手方の選定については、会計法（昭和22年法律第35号）等の規定により、一般競争契約によることが原則であり、契約の性質、目的等に照らし、一般競争契約によることが不可能な場合又は不相当である場合等一定の場合に指名競争契約又は随意契約によることとされている。

随意契約によることができる範囲や随意契約によることが適切ではないと考えられる事例等については、一定の整理が行われてきており、18年8月財務大臣通知においては、競争性のない随意契約によらざるを得ない場合の例（注1）と、従来、競争性のない随意契約を行うこととしてきた業務のうち行政補助的な業務等に係る契約（注2）については、一般競争契約又は企画競争若しくは公募による随意契約を行うとの方針が示されたところである。

（注1）法令の規定により契約の相手方が一に定められている契約、当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約 等

（注2）行政補助的な業務に係る役務等の契約、調査研究等に係る委託契約、リース契約、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にある保守点検業務及びこれに付帯する業務に係る契約 等

また、「随意契約の適正化の一層の推進について」（平成19年11月2日連絡会議申合せ。以下「19年連絡会議申合せ」という。）において、随意契約見直し計画の厳正な実施を徹底するため、各府省は、「一般競争入札、企画競争・公募など競争性のある契約形態への移行に際し、契約の内容に応じた適切な競争的手続きが適用されているか等の観点から適切に点検し、より競争性の高い契約方式への移行などの必要な措置を講じる」こととされている。

今回、各府省の内部部局29機関及び地方支分部局等198機関の合計227機関が平成19年度に締結した契約の中から、随意契約7,953件及び指名競争契約1,375件を抽出して、当該契約方式を選定した理由等を調査した結果、次のように、より競争性の高い契約方式に移行する余地がある例がみられた。

〈競争性のない随意契約等から競争性の高い契約方式に移行する余地がある例〉

- ① 庁舎等の警備や維持管理、広報、タクシーの借上げ等の各府省共通的な業務の契約方式を府省横断的に比較したところ、一般競争契約等の競争性の高い契約方式としている例がある一方で、競争性のない随意契約としている例がある。また、随意契約見直し計画では一般競争契約に移行するとしているが、仕様書等の作成に準備期間を要すること等を理由に、公募又は企画競争による随意契約や指名競争契約としている例がある。

なお、各府省共通的な業務のうち、今回の調査の結果、より競争性の高い契約方式に移行する余地があると認められたものは、庁舎の警備、庁舎の電気・機械設備等の保守、昇降機の保守、電気の供給、ポスター作成等の広報業務、タクシーの借上げ、荷物の運送、職員の健康診断、外国雑誌の購入及び国家試験問題の印刷に係る契約である。(内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省で300件)

- ② その他、価格競争する余地がないこと等を理由に競争性のない随意契約としている例や、契約の条件を満たす者が1者しかいないこと等を理由に公募による随意契約としている例等があるが、契約内容からみてより競争性の高い契約方式に移行する余地がある。(内閣府、宮内庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省で277件)

- ③ 庁舎の警備や清掃、国民年金電話納付督促業務等のように年度当初から契約をする必要があるものについて、当初の2か月間程度、前年度の契約相手方と競争性のない随意契約(いわゆる「つなぎ随契」)を締結し、その後の10か月程度については一般競争入札による契約の相手方に業務を委託しており、結果的にコスト高となっている例もみられる。(厚生労働省(社会保険庁))

<総合評価方式による一般競争契約への移行を推進すべき例>

- ④ 総合評価方式による一般競争契約を行う場合には、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第91条第2項の規定に基づき、財務大臣との協議が必要となるが、「調査」、「研究開発」及び「広報」に係る契約については、平成18年7月に財務大臣との包括協議が整い、同年9月以降、各府省は、財務大臣との協議を行うことなく、総合評価方式による一般競争契約を行うことが可能となっている。

しかし、本府省から総合評価方式の導入促進に関する通知を发出したり、マニュアルを作成したりするなどしてこれを積極的に推進している府省（内閣府、総務省、財務省、文部科学省、経済産業省及び環境省）がある一方で、導入が進んでいない府省（国家公安委員会、金融庁、外務省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省）がある。

<指名競争契約とする理由が乏しい例>

- ⑤ 一般競争契約の可能性を全く検討せずに、本府省が示した「一定金額以下のものは指名競争契約とすることができる」との基準を機械的に適用しているため、庁舎解体工事等特に専門的技能が必要なく一般競争契約を行うことが可能とみられる業務であるにもかかわらず指名競争契約としている。（法務省、農林水産省、国土交通省及び防衛省で50件）
- ⑥ その他、指名基準を満たす者が多数存在し、一般競争契約を行うことが可能と見込まれるにもかかわらず指名競争契約としている。（宮内庁、農林水産省、国土交通省及び防衛省で92件）

したがって、関係府省は、契約の競争性の向上を一層推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 競争性のない随意契約又は公募若しくは企画競争による随意契約としている案件について、随意契約とする理由を再点検し、一般競争契約等への移行を推進すること。（内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省）

- ② 調査、研究開発及び広報に関する契約については、先行府省における実施状況を参考に、実施マニュアル、仕様書、評価基準の整備等の措置を講じつつ、総合評価方式による一般競争契約の導入を促進すること。(国家公安委員会、金融庁、外務省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省)
- ③ 指名競争契約を行う場合は、指名競争契約とする理由を契約案件ごとに十分検討し、合理的な理由があるときにこれを行うよう徹底すること。(宮内庁、法務省、農林水産省、国土交通省及び防衛省)

## ウ 応募(応札)条件等の見直し

随意契約の適正化を推進する上で、競争性のない随意契約から一般競争契約等のより競争性の高い契約方式に移行した後においても競争性が十分確保されることが必要である。

19年連絡会議申合せにおいては、随意契約見直し計画の厳正な実施を徹底するため、各府省は、随意契約見直し計画における措置について、次の観点から適切に点検し、「公募等における応募要件の緩和、より競争性の高い契約方式への移行などの必要な措置を講ずる」こととされている。

- i) 一般競争入札、公募・企画競争など競争性のある契約形態への移行に際し、契約の内容に応じた適切な競争的手続が適用されているか
- ii) 移行後の契約形態において、制限的な応募(応札)条件等を設定することにより競争性の発現を阻害していないか 等

今回、各府省の内部部局29機関及び地方支分部局等198機関の合計227機関が平成19年度に締結した契約を中心に、応募(応札)者数の状況、応募(応札)条件等の設定状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。

### (ア) 応募(応札)者数の状況

各府省が平成19年度に締結した一般競争契約、企画競争による随意契約及び公募による随意契約への応募(応札)者数の状況をみると、表5のとおり、応募(応札)者数が1者以下の件数の割合は、公募による随意契約が86%と高く、一般競争契約は34%、企画競争による随意契約は32%となっている。これは、従来、特定の者と随意契約していたものについて、他に当該業務を行える者がいないか確認するために公募を行うケースが多いこと等によるものとみられる。

表5 各府省の応募（応札）者数の状況（平成19年度）

（単位：件、％）

区 分	契約件数	応募（応札）者数が 1者以下の契約件数	応募（応札）者数が 1者以下の契約件 数の割合
一般競争契約	72,222	24,287	33.6
企画競争による随意 契約	19,110	6,094	31.9
公募による随意契約	18,835	16,190	86.0

（注）フォローアップ結果に基づき当省が作成した。

また、企画競争及び公募による随意契約について、契約の相手方別（所管公益法人等（注）又はそれ以外の者）に応募者数の状況をみると、表6のとおり、応募者数が1者以下の割合は、両契約とも、所管公益法人等との契約において高くなっており（企画競争による随意契約が49％、公募による随意契約が96％）、府省全体の数値（企画競争による随意契約が32％、公募による随意契約が86％）を9ポイント以上上回っている。

（注）独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、特殊法人、認可法人及び所管公益法人並びに特定民間法人をいう。

表6 各府省の契約相手方別の応募者数の状況（平成19年度）

（単位：件、％）

契約相手方	区分	契約件数	応募者数が1者 以下の件数	応募者数が1者 以下の割合
所管公益法 人等	企画競争によ る随意契約	5,868	2,856	48.7
	公募による随 意契約	10,564	10,116	95.8
それ以外の 者	企画競争によ る随意契約	13,242	3,238	24.5
	公募による随 意契約	8,271	6,074	73.4

（注）フォローアップ結果に基づき当省が作成した。

#### （イ）応募（応札）条件等の設定状況

227機関が平成19年度に締結した契約の中から、一般競争契約4,478件、指名競争契約1,375件及び競争性のある随意契約4,877件（うち企画競争による随意契約2,109件、公募による随意契約2,114件及び不落・不調に



よる随意契約654件)の合計1万730件を抽出して、応募(応札)条件等の設定状況を調査したところ、次のように、応募(応札)条件等を緩和する余地がある例がみられた。

〈公示書に契約を予定する事業者名を明記している例〉

- ① 公募を行う際に、公示書に契約を予定する事業者名を明記している。  
公示内容としては、業務の実施に必要な条件を記載すれば足り、具体的な事業者名を明記することは、他の事業者の応募を阻害する可能性がある。(国土交通省及び環境省で316件)

〈応募(応札)条件として同種又は類似業務の実績を設定している例〉

- ② 平成19年度契約においては、同種又は類似業務の受注実績がある者を応募資格がある者とし、この同種業務の受注実績を「当該地方支分部局の受注実績」に、類似業務の受注実績を「当該地方支分部局管内の各県、政令市の受注実績」に限定して、他府省や他の地方支分部局管内の都道府県、政令市における受注実績を認めておらず、20年度契約においては、同種業務の受注実績を「地方支分部局又は特殊法人等の受注実績」に、類似業務の受注実績を「都道府県又は政令市の受注実績」に緩和したものの、他府省の受注実績は認めていないなどの例がある。(国土交通省。これを含め類似する例が内閣府、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省で366件)

なお、防衛省(海上自衛隊)は、平成19年11月に、参加資格要件の設定に当たっては、新規参入意欲を阻害することのないよう留意し、契約実績を資格要件から削除するなどの措置を講じるとの方針を決定し、以後の契約から当該方針を適用している。

〈応募(応札)条件として官公庁の受注実績を設定している例〉

- ③ 庁舎清掃、車両管理等の役務契約について競争性のない随意契約から一般競争契約に移行しているが、入札参加資格として「官公庁の受注実

績がある者」との条件を設定し、この実績を有していない者は入札参加資格なしとしている。

庁舎清掃、車両管理等の業務内容からみて、官公庁における受注実績を入札参加資格とすることの合理性に乏しい。（農林水産省及び国土交通省。これを含め類似する例が内閣府、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省で54件）

〈その他業務従事者に限定的な実務経験等を求めている例〉

- ④ 会計証拠書類編集・製本作業の役務契約について競争性のない随意契約から一般競争契約に移行しているが、入札参加資格として「国の会計機関の会計経理事務に1年以上従事した経験を有する者を本契約に1名以上従事させることが可能であること」との条件を設定している。この条件は、国の行政機関の退職者を雇用している事業者以外は満たすことが困難である。結果として、平成18年度から20年度までの応札者は1者のみとなっている。（農林水産省。これを含め類似する例が内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省及び防衛省で126件）

〈企画書・提案書の採点に際して競争性・公平性が十分に確保されていない例〉

- ⑤ 入札契約情報の分析支援の役務契約について、競争性のない随意契約から企画競争による随意契約に移行し、応募条件も、従来の「同種業務の実績を有すること」から「同種又は類似業務の実績を有すること」に緩和している。しかし、企画書の採点においては、同種業務の実績に対しては10点を付与するが、類似業務の実績に対しては、それが1件の場合0点としており、応募条件を緩和した意義が乏しい。（国土交通省。これを含め類似する例が総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省で50件）

〈入札等に必要な情報が明示されていない例〉

- ⑥ 園地及び歩道の維持管理の役務契約について一般競争契約を行っているが、公告及び仕様書等に、清掃、芝刈り等の作業回数や所要時間等の具体的な業務内容や業務量が明示されていない。

新規に参入しようとする事業者にとって、適正な入札価格を算出することが困難となっている。（環境省。これを含め類似する例が内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省で26件）

(ウ) 公募期間の設定、公募方法等

227機関が平成19年度に締結した契約のうち、一般競争契約4,478件、指名競争契約1,375件及び競争性のある随意契約4,877件の合計1万730件について、公募期間の設定、公募方法等を調査したところ、次のような例がみられた。

- ① 公募又は企画競争による随意契約を行う場合の公募期間は、一般競争契約を行う場合の定め（急を要する場合を除き、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に公告しなければならない（予決令第74条。））に準じて、適切に定めることとされている（18年8月財務大臣通知）。また、競争入札における開札日から役務等の履行開始日までの期間については、法令等の定めは特にない。

しかしながら、公募又は企画競争を行う場合、新規に応募しようとする者は、業務遂行に必要な人材や資源を新たに用意する必要があること、特に、企画競争にあっては示された仕様書等を基に企画提案書等を作成する必要があること等から、契約の対象となる業務に応じて、公募期間を可能な限り十分確保することが望ましい。また、競争入札における開札日から役務等の履行開始日までの期間についても、新規参入業者が準備を行えるよう可能な限り十分確保することが望ましい。

このような観点から、公募又は企画競争における公募期間の設定状況、一般競争入札等における開札日から役務等の履行開始日までの期間等の設定状況を調査したところ、次のような例がみられた。

- i 公募期間として、公示日の翌日から20日間以上後に企画書の提出期限を設定している例（国土交通省）がある一方で、公示日から応募締切日まで、あるいは、説明会開催日から企画書提出締切日までの期間が短期間（10日未満）となっている例（法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省で14件）がある。また、一般競争入札における公告日から入札日までの期間が10日未満となっている（総務省及び農林水産省で11件）。
- ii 一般競争入札等における開札日から役務等の履行開始日までの期間が短期間（10日未満）となっている（法務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省で64件）。

- ② 会計法において一般競争契約が原則とされているのは、この契約方式が機会の均等及び公正性の保持の原則に最も適合するものであるばかりではなく、広く多数の参加者による競争を通じて国にとって最も有利な条件の申込者を選定できることにある。このため、一般競争契約については、できる限り広く多数の参加者による競争を行い得るような公告の方法を採ることが重要であり、これは、公募又は企画競争を行う場合の公示も同様であるとみられる。

一方、「契約事務の適正な執行について」（昭和53年4月1日付け蔵計第875号大蔵省主計局長通知）において「掲示のみで公告を行っている契約であっても、その種類、金額等に応じて、適宜、新聞、官報等を活用すること等により、さらに広報性を高める方向でその改善を図る」こととされ、また、「行政情報の電子的提供に関する基本的な考え方（指針）」（平成16年11月12日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）において「告示、通達、公示、公告、閲覧、縦覧等の方法により、法令において公表等が義務付けられている情報については、原則として、現行の公表等の手段に加え電子的手段でも提供する」

こととされている。

以上の点を踏まえ、226機関（調査対象227機関のうち国土交通省関東地方整備局を除く。）における一般競争入札に係る公告及び公募又は企画競争に係る公示の方法について調査したところ、庁舎の掲示板に掲示するのみで当該機関又は上部機関等のホームページによる公告又は公示を行っていないところがみられた。（総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省の15機関）

したがって、関係府省は、競争性のない随意契約から一般競争契約等に移行した契約等の競争性を十分確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 公募の際の公示書に契約を予定する事業者名を記載しないようにするとともに、応募（応札）条件を見直し、同種又は類似業務の実績等の条件について過度の制約とならないよう必要最小限のものとする。こと。（内閣府、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省）

また、企画書・提案書の採点基準を見直し、競争性・公平性が確保された適正なものとする。こと。（総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省）

- ② 仕様書等に、新規参入を希望する業者が業務内容や業務量を十分理解し適正な入札価格を算出するために必要な情報を、具体的かつ分かりやすく記載すること。（内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省）

- ③ 公示日から応募締切日までの期間や開札日から役務等の履行開始日までの期間については、契約の対象となる業務の内容に応じて、新規参入を希望する業者又は新規参入業者が必要な準備を行えるよう、十分な期間を確保すること。（総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省）

- ④ 一般競争入札に係る公告及び公募又は企画競争に係る公示の方法につい

ては、庁舎の掲示板への掲載のみではなく、当該機関等のホームページにおいても行うこと。(総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省)

## エ 再委託の適正化

試験、研究、調査、システム開発等を委託する場合、不適切な再委託により効率性が損なわれ、経済的合理性に欠けることのないよう、その適正な履行を確保することが必要である。

このため、18年8月財務大臣通知等において、各府省は、契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者に委託することを禁止（以下「一括再委託の禁止」という。）し、契約の相手方が再委託を行う場合には承認（以下「再委託の承認」という。）を必要とするなどの措置を講ずるものとされている。また、18年8月財務大臣通知において、「契約金額の相当部分が再委託先に支払われている場合や契約の目的となる事務又は事業の大半を再委託先が実施している場合など、随意契約の相手方の履行能力が十分でないと認められる場合には、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として随意契約を行うことは不適切である。」とされている。

なお、「行政委託型公益法人等改革を具体化するための方針等について」（平成13年7月23日政府行政改革推進本部了承）では、国から公益法人に交付された補助金等の50%以上が外部に再補助・再委託等されている補助金等を対象に見直しを行い、見直しの結果、必要性の認められない補助金等は廃止するなどの方針が示されている。

今回、各府省の内部部局29機関及び地方支分部局等197機関の合計226機関を対象に、平成19年度における再委託の適正化を図るための措置状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

### （ア）一括再委託の禁止

契約書における一括再委託の禁止条項の設定状況についてみると、権利譲渡の制限条項を一括再委託の禁止条項と誤認したこと等を理由に一括再委託の禁止条項を設定していないものがあった。（公正取引委員会、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省及び防衛省で23件）

(イ) 再委託の承認

a 再委託の承認状況

226 機関における平成 19 年度の再委託の承認件数は 3,730 件となっており、総契約件数 8 万 7,213 件に占める割合は 4 % である。

これを契約方式別にみると、随意契約によるものが 2,663 件(71%)、一般競争契約によるものが 736 件 (20%)、指名競争契約によるものが 331 件 (9 %) となっており、随意契約によるものが多い。

また、所管公益法人等との随意契約によるものは、658 件 (再委託承認件数の 18%) となっている。そのうちの 559 件 (85%) は、農林水産省 (230 件)、国土交通省 (113 件)、文部科学省 (111 件) 及び経済産業省 (105 件) の 4 府省が締結した契約で、その主なものは、研究開発や調査等の業務を所管公益法人、独立行政法人、国立大学法人等に委託する契約となっている。

b 再委託の承認審査の実施状況

再委託の承認審査を適切に行うため、経済産業省 (原子力安全・保安院) では、応募条件において「再委託比率 (注) を原則 50% 以内とする」としている。

(注) 委託契約金額 (入札価格) に占める再委託金額の割合をいう。

環境省では、通達で「請負業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を再委任等してはならない。」、「外注費は、原則として直接費 (人件費及び業務費) と間接費 (一般管理費) の合計額の 2 分の 1 未満の額にとどめる」としている。

農林水産省 (森林管理局等) では、国有林野事業における収穫調査業務のうち、総括的な企画・調整、国有財産の管理に直接関係する極印の管理・押印等 6 項目について再委託できない業務としている。

国土交通省では、通達で次のように定めている。

① 再委託してはならない業務

i 物品役務等

総合的な企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等

ii 設計業務等



- ・ 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
- ・ 解析業務における手法の決定及び技術的判断

## ② 再委託比率

設計業務等については、随意契約により契約を締結した業務において、再委託の承認申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承認を行うこと。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとときは、この限りではない。

しかし、上記4府省以外では、再委託比率や再委託してはならない業務の内容・範囲について具体的な基準(目安)を特に定めておらず、中には、委託業務のうち主要な業務とみられる部分について再委託を承認している例(農林水産省及び国土交通省で4件)や、契約の相手方が公益法人で再委託比率が50%を超えている例(農林水産省及び国土交通省で3件)がみられた。

また、契約の相手方における再委託の承認への認識不足等から承認を得ることなく再委託している例(国土交通省及び環境省で3件)、再委託の承認審査事項として必須の再委託金額等を把握せずに承認している例(国家公安委員会、金融庁、法務省及び農林水産省で7件)、承認申請時に提出を求める資料等が定められていないため、承認審査の質が確保されないおそれがある例(法務省で1件)もみられた。

したがって、関係府省は、再委託の適正化を一層推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 一括再委託の禁止条項を契約書等に適切に設定すること。(公正取引委員会、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省及び防衛省)
- ② 再委託の承認に係る審査基準等の整備を推進するとともに、契約の内容に応じて、再委託してはならない業務の具体化と再委託比率の上限の設定

を図ること。また、契約の相手方に対する再委託の承認に係る申請を督促すること。これらの措置を講ずることにより、再委託の承認審査を一層厳格に行うこと。(国家公安委員会、金融庁、法務省、農林水産省、国土交通省及び環境省)

## オ 契約に係る情報の公表の推進

契約に係る情報の公表は、契約内容の透明性を確保するために重要であり、18年8月財務大臣通知において、各府省は、契約締結後、原則として72日以内に、契約の名称、締結年月日、契約金額、予定価格、落札率等の必要事項を、競争入札契約と随意契約に分けて、ホームページに公表することとされている。また、随意契約については、当該契約方式の選定に係る会計法令の根拠条文と具体的かつ詳細な理由を公表することとされている。

今回、各府省の内部部局29機関及び地方支分部局等197機関の合計226機関における契約に係る情報の公表状況について、平成20年9月11日時点で調査した結果、次のような状況がみられた。

### ① 公表の時期

調査日時点において公表が義務付けられている平成20年6月までに締結した契約（契約締結後72日以内に公表する原則）に係る情報を公表していないところがある。（総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省及び防衛省の23機関）

中には、平成20年4月当初に締結した契約（契約締結後150日以上経過）に係る情報を公表していないところがある。（総務省、厚生労働省、国土交通省及び環境省の12機関）

### ② 公表の内容

i 予定価格、落札率又は所管公益法人と随意契約を締結する場合の契約相手方への役員再就職者数の項目を公表様式に設定していないところがある。（総務省、厚生労働省及び国土交通省の17機関）

ii 随意契約によることとした理由を具体的かつ詳細に記載していないところがある。（厚生労働省の2機関）

iii 18年8月財務大臣通知において、予定価格については公表することによる支障がない場合等に行うこととされているが、平成20年1月以降に締結した物品役務等に係る契約の予定価格の公表の状況は、次の

とおり、区々となっており、このうち、公正取引委員会及び法務省においてはこれらの予定価格の公表が行われていない。

i) 競争契約の場合、全契約を公表しているところは6府省41機関、一部の契約を公表としているところは13府省99機関、全く公表していないところは8府省75機関となっている。

ii) 随意契約の場合も同様で、全契約を公表しているところは6府省53機関、一部の契約を公表としているところは14府省112機関、全く公表していないところは8府省49機関となっている。

### ③ 公表の方法

18年8月財務大臣通知において、公表は、本府省のホームページにおいて、地方支分部局等で締結した契約を合わせて公表する方法によるほか、地方支分部局等のホームページでそれぞれ公表する方法によることとされており、地方支分部局等のホームページで公表する場合には、本府省のホームページに各地方支分部局等の公表ページへの直接のリンクを行うこととされている。

利用者の利便性の向上の観点から、本府省のホームページに、公表された契約情報の検索機能を設けているところや、契約実績がなかった場合についてもその旨を明示するなどの工夫を行っているところがある。

(文部科学省及び農林水産省)

他方、地方支分部局等197機関のうち101機関ではホームページで公表しているが、本府省のホームページに地方支分部局等の公表ページへのリンクがそもそも設定されていないところがある。(厚生労働省及び農林水産省の3機関)

また、地方支分部局等のホームページへのリンクは設定されているが、地方支分部局等のトップページにリンクされているなど契約情報の公表ページへの直接のリンクが適切に設定されていないところがある。(総務省、厚生労働省及び防衛省の16機関)

したがって、関係府省は、契約内容の透明性の確保を一層推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 契約に係る情報の公表については、18年8月財務大臣通知を踏まえ、公表の時期、公表内容及び公表方法に関し適切な実施を徹底すること。(総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省及び防衛省)
- ② 予定価格については、公表することによる支障がないもの等は公表すること。(公正取引委員会及び法務省)

## (2) 監視体制の整備状況

### ア 契約を監視する第三者機関の設置及び活動状況

入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するためには、第三者の監視を受けることが有効であることから、これまで、各府省が発注する公共工事については、入札及び契約の過程並びに契約の内容に第三者機関の意見を反映させる仕組みが導入されてきた。その後、平成 19 年 11 月には、19 年連絡会議申合せにおいて、随意契約の適正化を一層推進するため、すべての府省において、公共工事以外の物品・役務等の契約についても第三者機関が契約を監視する仕組みを導入することとされた。

この方針を受けて、各府省において第三者機関の設置が進められた結果、平成 20 年 1 月末には、すべての府省にすべての契約を監視対象とする第三者機関が設置された。第三者機関の設置数は、平成 20 年 5 月現在、内部部局に 34 機関、地方支分部局等に 122 機関の合計 156 機関となっている。このうち、82 機関（内部部局 20 機関、地方支分部局等 62 機関）は 19 年連絡会議申合せの後に新設されたものであり、残り 74 機関（内部部局 14 機関、地方支分部局等 60 機関）は既存の公共工事に係る契約を監視対象としていた第三者機関を改組等したものである。

今回、第三者機関の設置状況及び契約の監視状況について、各府省の 84 機関（内部部局 34 機関のすべて及び地方支分部局等の 50 機関）を対象に調査したところ、次のような状況がみられた。

#### (ア) 第三者機関の実施体制

第三者機関を構成する委員数をみると、最も多いのは 9 人（1 機関）で、次いで 8 人（6 機関）、7 人（2 機関）、6 人（1 機関）、5 人（26 機関）、4 人（7 機関）、3 人（41 機関）となっており、合計で 358 人の委員が選任されている。なお、1 機関当たりの平均委員数は 4.3 人となっている。

これらの委員の主たる役職は、大学教授等が 188 人（53%）と最も多く、次いで弁護士が 68 人（19%）、公認会計士が 39 人（11%）、税理士

が 12 人（3%）、その他が 51 人（14%）となっている。

委員については、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成 13 年 3 月 9 日閣議決定）において、「第三者機関の構成員については、中立・公正の立場で客観的に入札及び契約についての審査等を行うことができる学識経験等を有する者とする」とされている。

しかしながら、委員の中には、当該第三者機関を設置している機関と過去に契約実績のある所管公益法人の役員となっている者がいるなど、中立性・公正性の観点から疑問のある例がみられた（国土交通省の 1 機関）。

#### （イ） 第三者機関における審議案件の抽出方法

第三者機関が設置された趣旨を勘案すれば、審議案件の抽出は第三者機関又はその委員が行うことが必要である。また、19 年連絡会議申合せにおいて、政府の方針として、第三者機関は応札者（応募者）が 1 者しかないものなどは重点的に監視することとされている。

しかしながら、第三者機関における審議案件の抽出方法等について、平成 20 年 1 月から 7 月までの間の状況を調査したところ、次のように改善を要する余地のある例がみられた。

- ① 審議案件の抽出を事務局（行政機関）が行っている。（国土交通省の 1 機関）
- ② 1 者応札の契約案件が全く審議されていない。（国土交通省の 1 機関）
- ③ 建設コンサルタント業務に係る随意契約及び物品・役務に係る指名競争契約について、その実績がありながら審議案件として抽出されていない。（国土交通省の 1 機関）

#### （ウ） 審議概要の公表

19 年連絡会議申合せにおいて、第三者機関の審議概要は公表することとされており、調査した 84 機関のすべてにおいて何らかの方法により公

表が行われていたが、次のとおり、審議概要を公表することにより契約の透明性を確保するとの趣旨に照らし、公表の方法、公表時期及び公表内容が不十分となっている例がみられた。

- ① 公表方法について、窓口での閲覧等が行われているが、ホームページによる公表は行われていない。(農林水産省及び国土交通省の14機関)
- ② 審議概要をホームページにより公表することとしているが、一部未掲載となっている。(内閣府、農林水産省及び国土交通省の5機関)
- ③ ホームページによる公表時期について、会議の開催後相当期間(約6か月)経過した後に掲載されている。(農林水産省の1機関)
- ④ 公表内容について、会議で契約に係る審議を行っているのに、審議概要に契約に係る具体的な審議内容が記述されていない。(公正取引委員会及び農林水産省の2機関)

したがって、関係府省は、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保する観点から、第三者機関による契約の監視が一層厳正かつ効果的に行われるよう、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 第三者機関の委員については、契約の相手方の役員等を選任しないようにすること。(国土交通省)
- ② 第三者機関の審議案件の抽出は第三者機関又はその委員が行うことを徹底するとともに、第三者機関において応札者(応募者)が1者しかないもの等の重点的な監視が行われるよう、1者応札(応募)契約に関する情報等を第三者機関に十分提供すること。(国土交通省)
- ③ 第三者機関の審議概要については、迅速な公表を推進するとともに、明確かつ分かりやすい公表内容とすること。(内閣府、公正取引委員会、農林水産省及び国土交通省)



## イ 内部監査等の実施状況

随意契約の適正化を推進するためには各府省の内部監査や決裁体制を強化することも重要であり、18年連絡会議申合せ、18年8月財務大臣通知等において、次のような取組方針が示されている。

- ① 各府省は、内部監査の実施に際して随意契約を重点的に監査することとし、その旨を監査計画等に定めるとともに、監査マニュアル等に随意契約に関する監査方法等についての記載を充実するなどにより監査の質の向上を図る。
- ② 随意契約を行う場合には、契約権限が各部局等に委任されている場合であっても、必ず官房会計課等により、随意契約によることとした理由その他についての審査・決裁を行うなど、各省各庁の実情に応じて決裁体制を強化し、内部牽制を有効に機能させるよう努める。地方支分部局等においても、それぞれの実情に応じて同様の措置を行う。

今回、各府省の内部部局 29 機関及び地方支分部局等 197 機関の合計 226 機関における随意契約に関する内部監査の実施状況及び決裁体制の強化の状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

### (ア) 随意契約に関する内部監査の実施状況

- ① 226 機関のうち内部監査の実施部局は 90 機関（内部部局 26 機関及び地方支分部局等 64 機関）である。これらの機関において、平成 18 年度及び 19 年度の監査計画等に随意契約を重点的に監査する旨が定められているか、また、随意契約に関する内部監査が重点的に行われているかをみたところ、71 機関（79%）では両年度又はいずれかの年度の監査計画等に随意契約を重点的に監査する旨が定められていたが、19 機関（21%）では両年度とも定められていなかった。

監査計画等に随意契約を重点的に監査する旨を定めていないなどの理由について、上記の 19 機関は次のように説明している。

- i 監査計画等に契約関係を重点的に監査する旨を定めており、その中で随意契約の監査を行っている。（国家公安委員会、総務省、厚

生労働省、経済産業省及び国土交通省の 11 機関)

ii 監査計画等に重点監査事項を定めていないが、契約関係の監査は行っており、その中で随意契約の監査も行っている。(厚生労働省及び国土交通省の 5 機関)

iii 内部監査としては実施していないが、会計法令に基づく資金前渡官吏の臨時検査及び物品管理官等の定期検査の際に併せて契約関係の確認・指導を実施している。(内閣府及び国土交通省の 3 機関)

なお、国土交通省では平成 20 年 3 月に監査規則を改正し、同年 4 月からは入札契約監査官を設置し契約関係の監査を重点的に行うこととしている。

② 監査マニュアル等の整備状況をみると、すべての府省において監査マニュアル等が作成されていた。

しかしながら、その具体性や詳細さの程度等の内容は機関ごとに差異があり、工夫している例としては、随意契約に関する監査項目やチェックポイントを具体的かつ詳細に例示しているもの(財務省)や、監査水準の標準化と監査項目の未実施の防止を図るため、随意契約等の監査に係るチェックリストを導入しているもの(農林水産省)等があった。

また、監査マニュアル等について、過去の主な指摘事項を記載する工夫もみられた(農林水産省)ことから、他府省における一般競争契約等への移行例を記載するなどの工夫も有効であると考えられる。

③ 契約に関する監査での指摘事項について、平成 18 年度及び 19 年度の監査報告書への掲載状況をみたところ、監査報告書を作成していた 87 機関のうち、54 機関では何らかの指摘事項が掲載されていた。

しかしながら、今回の調査において、前述 1 (1)イ及びウのとおり、競争性のない随意契約によらざるを得ないとしているものの中には、その理由に妥当性がなく競争性の高い契約方式に移行する余地があるものや、仕様書等において制限的な応募(応札)条件を設定しており、競争性を阻害しているおそれがあるものなど、今後改善する余地がある例が多数(個別に調査した契約案件 13,806 件のうち延べ 1,746

件) 認められたが、これらの例については、いずれの機関の内部監査においても指摘されていない。

内部監査を厳格かつ効果的に行うためには、内部監査の実施部局において各府省共通的な業務に係る競争性の高い契約方式への移行状況や応募（応札）条件の緩和状況等の情報をできる限り把握し、これを用いることが有効であると考えられる。

#### (イ) 随意契約に関する決裁体制の強化の状況

- ① 随意契約に関する決裁体制の強化の状況をみると、内部部局 29 機関のうち 28 機関においては必要な措置が講じられていた（措置内容は②参照）が、1 機関（宮内庁）については、従前から要求部門（原課）と契約部門（主計課）の間でのダブルチェックを実施していること等を理由に特段の強化措置を講じていなかった。なお、宮内庁は今後、更に審査体制を強化すべく、各省庁における随意契約審査委員会の設置等の体制強化の取組について情報収集を行っているところであるとしている。

一方、地方支分部局等においては、197 機関のうち 189 機関（96%）においては本府省と同様の強化措置が講じられていたが、8 機関（4%）においては特段の強化措置は講じられていなかった。強化措置を講じていない理由について、関係機関は、管理部門の定員削減が進み、重層的な審査体制を整備することが困難であるため日々の決裁を厳格に行うことで対応している（法務省の 4 機関）、従前から要求部門（原課）と契約部門（財務課）のダブルチェックを実施している（総務省の 2 機関）などを挙げている。

- ② 各府省が講じた主な随意契約に関する決裁体制の強化の内容は、次のとおりである。
  - i 官房会計課等の職員で構成される随意契約審査委員会等を設置し、決裁前に、随意契約によることとした理由等について審査することとした。（10 府省 185 機関）
  - ii 契約担当部局以外の監査担当部局等の職員を決裁者に追加し、決

裁過程で、随意契約によることとした理由等を審査することとした。

(12 府省 49 機関)

iii 一定の契約については、地方支分部局等において決裁を行う前に本府省の官房会計課等の審査を受けることとした。(5 府省 39 機関)  
しかしながら、これらの中には、次のように、随意契約審査委員会等を設置したものの、その運用方法について改善を要する例がみられた。

i 公共工事に係る契約は入札・契約手続運営委員会等により事前審査が行われているが、役務に係る契約はその対象とされていない。

(国土交通省の 3 機関)

ii 本府省から省内関係機関に対し、随意契約を締結する場合は、各組織の実情に応じて、随意契約審査委員会を活用するなど、会計事務の担当者以外の者等の決裁を必ず経る体制を構築するよう指示したが、契約担当者以外の職員を決裁者に追加していないところがある。(厚生労働省の 9 機関)

③ 上記①及び②のように各府省においては随意契約に関する決裁体制を強化するための措置が講じられているものの、今回の調査において、前述 1 (1)イ及びウのとおり、競争性のない随意契約によらざるを得ないとしているものの中には、その理由に妥当性がなく競争性の高い契約方式に移行する余地があるものや、仕様書等において、制限的な応募(応札)条件を設定しており、競争性を阻害しているおそれがあるものなど、今後改善する余地がある例が多数(個別に調査した契約案件 13,806 件のうち延べ 1,746 件)認められた。

契約方式等に関する審査を厳格に行うためには、連絡会議等を通じ、各府省共通的な業務に係る競争性の高い契約方式への移行状況や応募(応札)条件の緩和状況等の情報の把握に努め、これを用いることが有効であると考えられる。

したがって、関係府省は、随意契約の適正化を一層推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 監査マニュアル等に随意契約に関する監査項目やチェックポイント、他府省における一般競争契約等への移行例を記載するなどの工夫を行い、内部監査を一層厳格かつ効果的に行うこと。(全府省)
- ② 随意契約に関する決裁体制の強化を行っていない機関は強化を図ること。(宮内庁、総務省及び法務省)

## 2 特殊法人における契約の適正化の推進

特殊法人における契約の適正化を推進するため、19年連絡会議申合せにより、関係府省は、所管法人の監査役等に対し入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックをする旨を要請するとともに、連絡会議においてその契約状況をフォローアップすることとされた。

これを受けて、平成20年4月、8特殊法人（沖縄振興開発金融公庫、国民生活金融公庫、国際協力銀行、日本私立学校振興・共済事業団、放送大学学園、農林漁業金融公庫、日本中央競馬会及び中小企業金融公庫（注））は、随意契約見直し計画をそれぞれ策定・公表しており、その内容は同月に開催された連絡会議に報告されている。

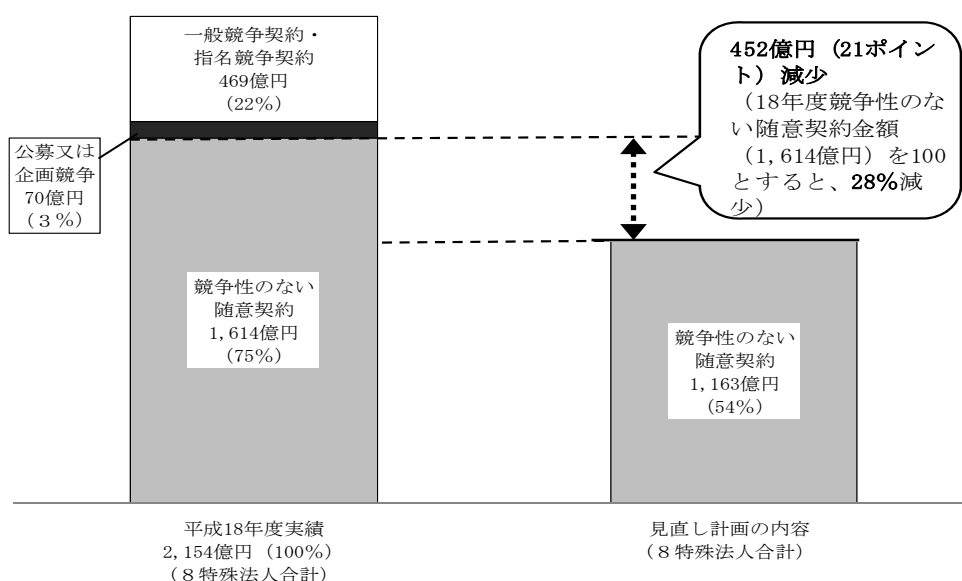
（注） 国民生活金融公庫、国際協力銀行（国際金融）、農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫は、平成20年10月1日に統合し、株式会社日本政策金融公庫となった。

### (1) 随意契約見直し計画の策定状況

8特殊法人が策定した随意契約見直し計画の内容を調査したところ、次のとおり、随意契約見直し計画で目標として定めている競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合が各府省における割合より高くなっており（8特殊法人合計54%、各府省合計17%）、また、競争性のない随意契約によらざるを得ないとしているものの中には、各府省又は他の特殊法人では同種の契約を一般競争契約、公募又は企画競争による随意契約等の方式で行っており、速やかに競争性の高い契約方式への移行を推進すべきものがみられた。また、随意契約見直し計画への計上漏れ等もみられた。

① 随意契約見直し計画においては、8特殊法人の合計で、競争性のない随意契約金額1,614億円（平成18年度実績）のうち452億円（28%）を一般競争契約、公募又は企画競争による随意契約等に移行し、これにより、競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合を、18年度実績に比べ21ポイント減少させることとしている（図4参照）。

図4 8特殊法人における随意契約見直し計画の内容



- (注) 1 各特殊法人の随意契約見直し計画等に基づき当省が作成した。  
2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、計算結果において一致しない場合がある。

競争性のない随意契約金額の減少目標割合を特殊法人と各府省で比較すると、特殊法人の方が各府省より36ポイント下回っており（特殊法人28%、各府省64%）、また、見直し後の競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合は特殊法人の方が各府省より37ポイント上回っている（特殊法人54%、各府省17%）状況となっている（表7参照）。

表7 平成18年度実績及び随意契約見直し計画における競争性のない随意契約金額の減少目標割合等

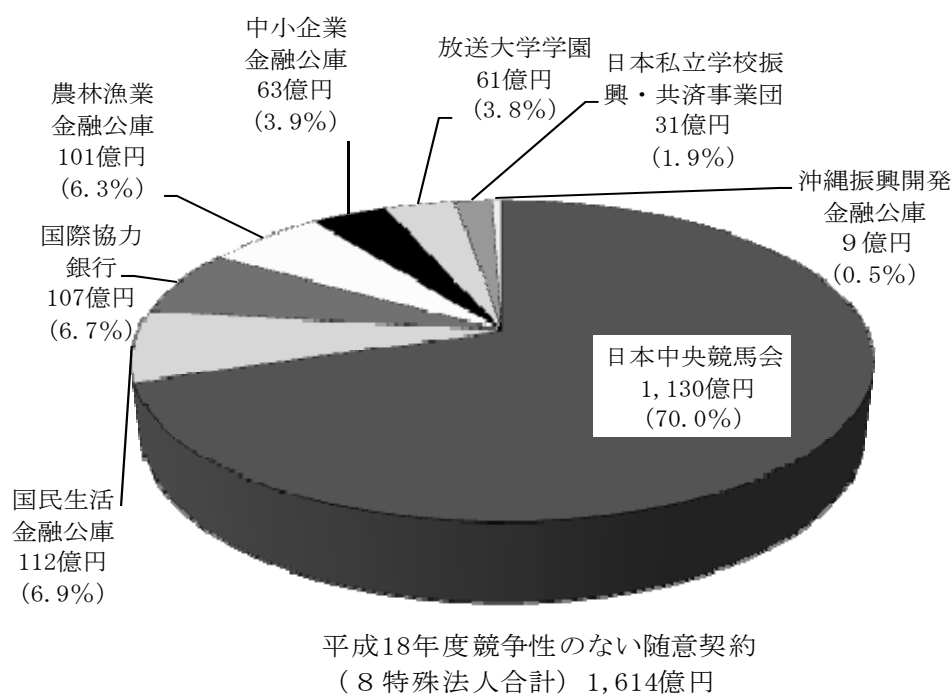
(単位：億円、%、ポイント)

	随意契約見直し計画の対象年度における実績		随意契約見直し計画による競争性のない随意契約の減少目標			
	総契約金額 A	競争性のない随意契約金額 B	見直し後の競争性のない随意契約金額 C	総契約金額に占める割合 (C/A)	競争性のない随意契約減少目標額 (B-C) D	減少目標割合(金額ベース) (D/B)
8 特殊法人合計 (a)	2,154	1,614	1,163	54.0	452	28.0
各府省合計 (b)	72,076	33,109	11,977	16.6	21,132	63.8
a 及び b の割合の差 (a - b)				37.4		△35.8

- (注) 1 各特殊法人の随意契約見直し計画、フォローアップ結果、連絡会議公表資料等に基づき当省が作成した。  
2 「随意契約見直し計画の対象年度における実績」欄の値については、「8 特殊法人合計」欄は平成18年度実績、「各府省合計」欄は17年度実績を示す。  
3 計数はそれぞれ四捨五入しているため、計算結果において一致しない場合がある。

- ② 随意契約見直し計画の内容を特殊法人別にみると、次のとおりである。
- i 8特殊法人が平成18年度に締結した競争性のない随意契約金額の合計は1,614億円で、そのうちの1,130億円（70%）を日本中央競馬会が占めている。次に多いのは、国民生活金融公庫112億円（7%）、国際協力銀行107億円（7%）等となっている。

図5 競争性のない随意契約金額の内訳

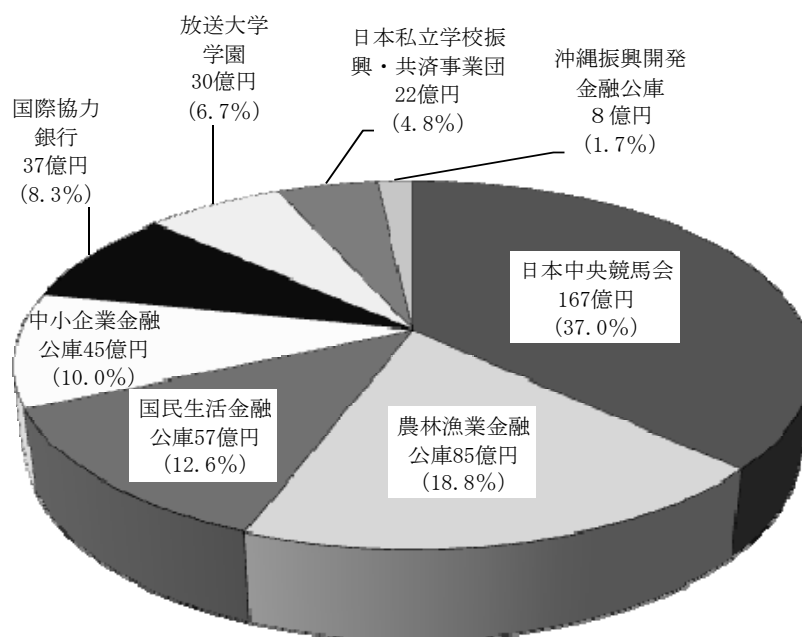


- (注) 1 各特殊法人の随意契約見直し計画等に基づき当省が作成した。  
2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、計算結果において一致しない場合がある。

随意契約見直し計画においては、これらの競争性のない随意契約金額の8特殊法人の合計1,614億円のうち452億円を一般競争契約、公募又は企画競争による随意契約等に移行するとしているが、452億円のうちの167億円（37%）を日本中央競馬会が占めている。次に多いのは、農林漁業金融公庫85億円（19%）、国民生活金融公庫57億円（13%）等となっている。



図6 随意契約見直し計画において一般競争契約等に移行するものの内訳



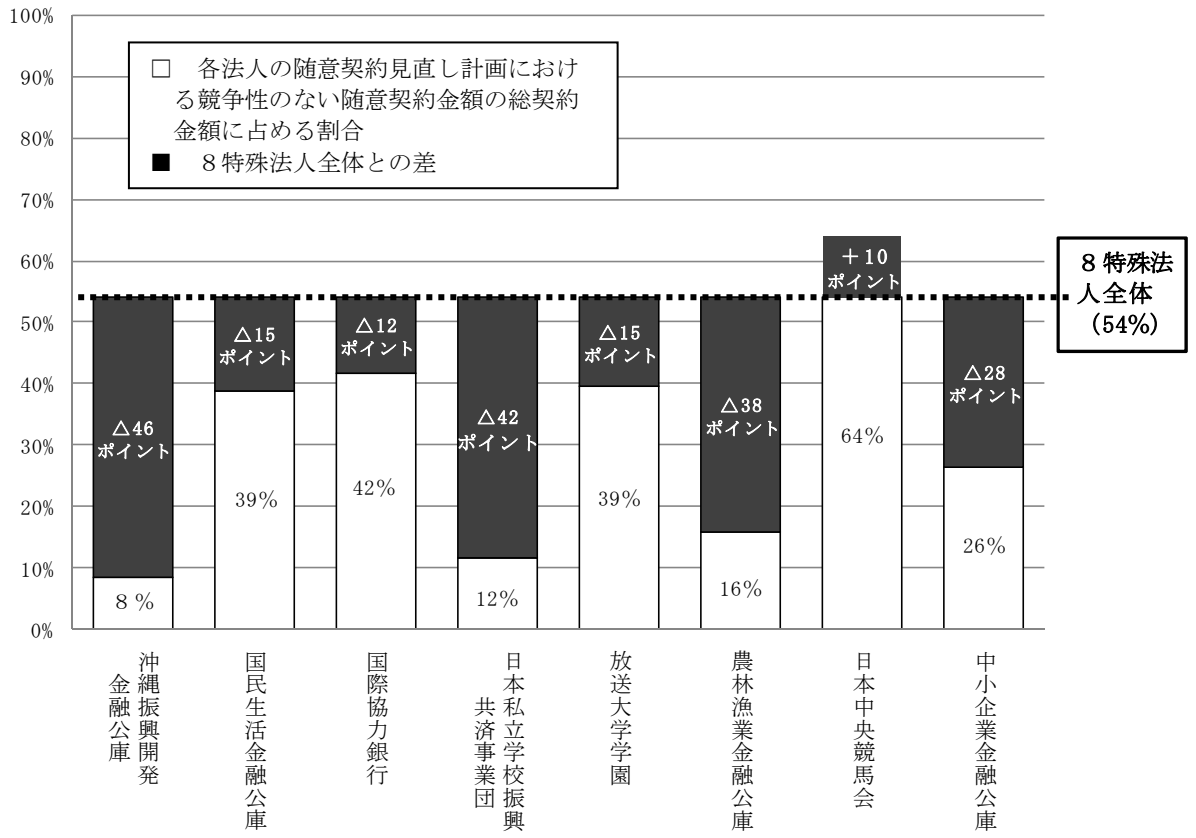
随意契約見直し計画において一般競争契約、公募又は企画競争による随意契約等に移行するもの（8特殊法人合計）452億円

- (注) 1 各特殊法人の随意契約見直し計画等に基づき当省が作成した。  
 2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、計算結果において一致しない場合がある。

ii 随意契約見直し計画における競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合は、8特殊法人全体で、平成18年度実績（75%）に比べ21ポイント減少させ54%とすることとしている。特殊法人別にみると、見直し後の当該割合が高いのは日本中央競馬会の64%で、他の特殊法人は、沖縄振興開発金融公庫が8%、日本私立学校振興・共済事業団が12%、農林漁業金融公庫が16%など、いずれも8特殊法人全体（54%）を下回っている。

なお、日本中央競馬会は、競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合が見直し後も64%を占めていることについて、「随意契約見直し計画の策定に当たり、一般競争契約の導入を前提に検討したことから、競争性のある随意契約方式（公募又は企画競争）への移行の検討が十分ではなかった。このため、平成20年5月から、随意契約見直し計画の改定作業を行っているところである。」としている。

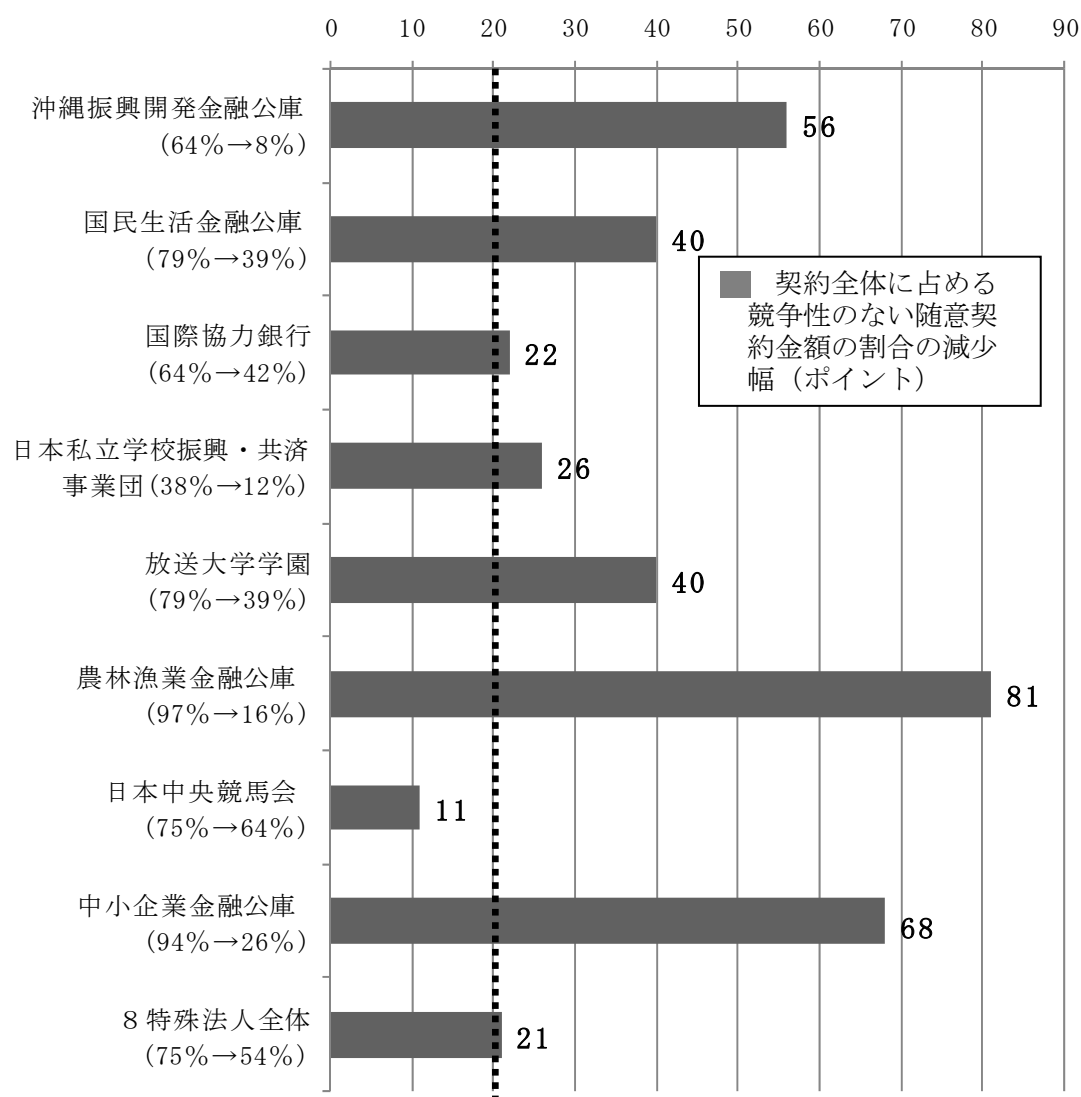
図7 競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合



(注) 1 各特殊法人の随意契約見直し計画等に基づき当省が作成した。  
 2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、計算結果において一致しない場合がある。

また、当該割合の減少幅が8特殊法人全体の減少幅△21ポイント(75%から54%に減少)を下回っているのは日本中央競馬会で△11ポイント(75%から64%に減少)、他の特殊法人は、農林漁業金融公庫の△81ポイント(97%から16%に減少)、中小企業金融公庫の△68ポイント(94%から26%に減少)など、いずれも8特殊法人全体(△21ポイント)を上回っている(図8参照)。

図8 随意契約見直し計画における競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合の減少幅



(注) 1 各特殊法人の随意契約見直し計画等に基づき当省が作成した。  
 2 ( ) は、左が平成18年度の競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合であり、右が随意契約見直し計画による見直し後の同割合を示す。

③ 8 特殊法人の随意契約見直し計画において、見直し後も競争性のない随意契約によらざるを得ないとしているものは、合計で2,190件（契約金額1,163億円）である。

これらの中には、特定の場所の土地・建物の賃貸借等、競争性のない随意契約によらざるを得ない場合に該当するものもあるが、次のとおり、競争性の高い契約方式への移行を更に推進すべきものがみられた。また、

随意契約見直し計画への計上漏れ等がみられた。

- i 機械設備の保守や維持管理、情報システムの賃貸借や保守・運用、施設運營業務等の各特殊法人に共通する業務に係る契約について、見直し後も競争性のない随意契約によらざるを得ないとしているが、各府省又は他の特殊法人では競争性の高い契約方式（一般競争契約及び公募又は企画競争による随意契約）によっている。（8 特殊法人すべてで 79 件）
- ii タクシーの借上げ契約について、随意契約見直し計画に計上されておらず、競争性のない随意契約によらざるを得ないとしているが、各府省又は他の特殊法人では競争性の高い契約方式（公募による随意契約）によっている。（国際協力銀行、日本私立学校振興・共済事業団、農林漁業金融公庫、日本中央競馬会及び中小企業金融公庫で 5 件）
- iii 随意契約見直し計画の策定に当たり、一般競争契約の導入を前提に検討し、競争性のある随意契約方式（公募又は企画競争）への移行の検討が十分でなかったことから、一般競争契約を導入したもの以外は、随意契約によらざるを得ないものとなったとしている。（日本中央競馬会で 6 件）

## (2) 契約に係る情報の公表の推進

特殊法人が締結した契約に係る情報の公表については、各府省と異なり、公表範囲、公表事項等に関する共通的なルールは定められておらず、各特殊法人がそれぞれ公表基準を定めるなどにより対応している。

ただし、政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 23 号）の対象となる契約、公共工事の入札及び契約の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）の対象となっている特殊法人（今回の調査対象法人では日本中央競馬会が該当）が締結した公共工事の契約については、国と同様の又はこれに準じて契約に係る情報を公表することが義務付けられている。

今回、8 特殊法人における契約に係る情報の公表範囲、公表事項等に関する基準の設定状況と平成 20 年度上期に締結した契約に係る情報の公表状況を調査したところ、次のとおり、随意契約見直し計画の策定に際して

随意契約の公表基準を国の基準に準じることとした特殊法人があるものの、公表範囲や公表事項が国の基準を下回っている例やホームページでの公表が適切に行われていない例がみられた。

- ① 契約に係る情報の公表基準の内容が国の基準を下回っている例
  - i 公表範囲
    - i) 物品役務等に係る一般競争契約のうち、政府調達以外の契約を公表対象としていない。(日本中央競馬会)
    - ii) 一般競争契約のうち、直営病院が発注する契約と宿泊施設等が発注する 500 万円以下の契約を公表対象としていない。(日本私立学校振興・共済事業団)
  - ii 公表事項  
競争契約及び随意契約に係る予定価格、落札率等を公表事項としていない。(日本私立学校振興・共済事業団及び日本中央競馬会)
- ② ホームページでの契約に係る情報の公表が適切に行われていない例  
平成 20 年度上期に締結した契約に係る情報のホームページでの公表状況について、20 年 9 月 1 日時点で調査したところ、次のとおり、公表事項の一部について必要な情報が掲載されていない例がみられた。
  - i 競争契約に係る契約締結日や契約の相手方の住所等が公表されていない。(沖縄振興開発金融公庫、国民生活金融公庫、日本私立学校振興・共済事業団及び日本中央競馬会)
  - ii 随意契約を締結する場合の契約相手方への役員再就職者数や随意契約によることとした根拠条文等が公表されていない。(国民生活金融公庫、日本中央競馬会及び中小企業金融公庫)

したがって、関係府省は、特殊法人における契約の適正化の推進及び透明性の確保を図る観点から、所管の特殊法人に対し、国や他の特殊法人等の取組状況の情報提供等を通じ、随意契約見直し計画の速やかな再点検及びホームページにおける契約に係る情報の適切な公表の励行を促進させる必要がある。(内閣府、財務省、文部科学省、農林水産省及び経済産業省)